

令和元年度 原水水質検査結果(No.1濾過機処理前)

採取場所 (羽合水源地)		No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前
採水日		4月09日	5月07日	6月18日	7月18日	8月19日	9月12日	10月24日	11月18日	12月16日	1月14日	2月18日	3月03日
前日天候		晴	雨	晴	晴	曇	曇	曇	晴	曇	曇	雨	曇
当日天候		晴	晴	曇	雨	曇	曇	雨	曇	晴	曇	雪	曇
気温		13	15	26	24	31	26	16.5	18	3	4.5	2	8
水温		16	16	17	19	19	19	16	16.5	15	17	17	17
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	0.03	0.05	0.05	0.09	0.11	0.14	0.14	0.11	0.20	0.03未満	0.05	0.06
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	0.40	0.52	0.50	0.54	0.54	0.55	1.20	0.75	0.37	0.46	0.44	0.44
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

令和元年度 浄水水質検査結果(No.1濾過機処理後)

採取場所 (羽合水源地)		No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後
採水日		4月09日	5月07日	6月18日	7月18日	8月19日	9月12日	10月24日	11月18日	12月16日	1月14日	2月18日	3月03日	
水温		16	17	17	18	18	18	17.5	16.5	15	17	16.5	17	
残留塩素		0.30	0.30	0.50	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.20	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	0.03 未満	0.03 未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.008	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和元年度 浄水水質検査結果(No.2濾過機処理後)

採取場所 (羽合水源地)		No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後
採取日		4月09日	5月07日	6月18日	7月18日	8月19日	9月12日	10月24日	11月18日	12月16日	2月06日	2月18日	3月03日	
水温		16	17	17	18	18	18	17.5	16	15.5	22.5	17.5	17	
残留塩素		0.30	0.30	0.50	0.30	0.30	0.40	0.30	0.30	0.30	0.40	0.40	0.30	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	0.03 未満	0.03 未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和元年度 浄水水質検査結果(No.3濾過機処理後)

採取場所 (羽合水源地)		No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後					
採取日		4月09日	5月07日	6月18日	7月18日	8月19日	9月12日	10月24日	11月18日	12月16日	1月14日	2月18日	3月03日								
水温		16	17	17	18	18	18	17.5	16.5	15	17	17	17								
残留塩素		0.20	0.30	0.30	0.20	0.30	0.20	0.30	0.20	0.30	0.30	0.40	0.30								
検査項目	水質基準	検査結果																			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。																			
2	大腸菌	検出されないこと																			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。																			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。																			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。																			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。																			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。																			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。																			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。																			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。																			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。																			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																			
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																			
37	マンガン及びその化合物	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。																			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																			
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																			
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。																			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。																			
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。																			
48	味	異常でないこと。																			
49	臭気	異常でないこと。																			
50	色度	5度以下であること。																			
51	濁度	2度以下であること。																			

